平成15年2月24日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 平成14年(ハ)第13768号 譲受債権請求事件

口頭弁論終結日 平成15年1月27日

判 決 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

被告は、原告に対し、359万9809円及び内金44万2654円に対する平成 14年10月24日から支払済みまで年36パーセントの割合による金員を支払

第2 事案の概要

1 請求の原因

別紙の請求の原因欄記載のとおり

2

- (1)債権譲渡の対抗要件(債権譲渡人の被告に対する通知)の存否
- (2)債権消滅時効の成否

争点に対する判断

証拠(乙1,2の1乃至3の2,4,5。証人A,同B)及び弁論の全趣旨に

よれば、次に事実が認められる。

(1) 原告会社の従業員であるBは、請求債権額が記載された訪問請求書(乙2の1、3の1)及び債務の承認を内容とする確約書(乙4、5)を用意して被告宅を訪れたが、被告は不在だったため、被告の妻であるAに債務の一部弁済と前記確約 書への署名を求めたが、Aは、自分には分からないとこれを拒否した。

(2) Bは、Aに対し、C株式会社関係の債権については25万円、D株式会社関 係の債権については33万円を弁済額とする和解案(乙2の2,3の2)を提示し

たが、自分には分からないと言われ、同意を得られなかった。

- (2) Aは、Bから、「2人で来て、交通費もかかっている。交通費だけでも払ってもらわないと、ここに来た証拠もなく、会社に帰って上司に言い訳できない。」と言われたため、やむを得ず3000円を支払った。
- (3) Bは, Aに対し, 受け取った3000円の領収書(乙1) を渡したが, その 際、「あなたは債務者でないから本人(被告)の署名をしてほしい。」と言って、 Aに「E」と署名をさせた。
- (4) この領収書には、本件債務の存在に触れるような記載は全くない。 証人B尋問の結果中、上記認定に反する部分は、各証拠及び弁論の全趣旨に照 らしてにわかに信用しない。

上記認定事実によれば、AのBへの3000円の支払は本件債務についての支払と は認められない。

したがって、原告の「Aの弁済は被告の代理人又は表見代理人としての弁済である から債務の承認であり、被告の時効援用権は喪失した。」との主張は、その前提た る事実を欠き失当である。

3 被告は、C関係の債権については昭和58年1月31日の、D関係の債権につ いては同年同月28日の各支払を怠り、いずれも期限の利益を喪失したところ、C 関係の債権は期限の利益を喪失した日の翌日である同年2月1日から起算して昭和 63年1月31日の経過により、D関係の債権は期限の利益を喪失した日の翌日で ある昭和58年1月29日から起算して昭和63年1月28日の経過により、いず れも5年経過したことは明らかである。

したがって、いずれの債権についても消滅時効が完成したことが認められる。 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由が ない。

東京簡易裁判所民事第3室

裁判 官 永 田 元